

福山港港湾計画資料

－ 軽易な変更 －

平成30年3月

福山港港湾管理者
広島県

目 次

I. 変更理由	1
II. 港湾施設の規模及び配置に関する資料	2
1. 公共埠頭計画	2
III. 土地造成及び土地利用計画に関する資料	3
1. 土地造成計画	3
2. 土地利用計画	4
IV. その他重要事項に関する資料	5
1. 港湾施設の利用	5
V. その他の資料	6
1. 環境の保全に関する資料	6
2. 地方港湾審議会名簿	7

I. 変更理由

- (1) 既存施設の機能分担を行い、港内の物流効率化を図るため、一文字地区及び沖浦地区において公共埠頭計画を変更し、物資補給岸壁を位置づける。
- (2) 立地施設の土地需要に対応するため、内港地区において土地利用計画を変更する。

II. 港湾施設の規模及び配置に関する資料

1. 公共埠頭計画

(1) 公共埠頭計画の必要性

一文字地区及び沖浦地区の公共岸壁では、近年、貨物の荷役以外に、待機、給水・給油等としても多く利用されているため、既存施設を有効活用し、物資補給等の用に供する施設として位置付ける。

(2) 公共埠頭計画の規模及び配置の考え方

今回計画する公共埠頭の規模及び配置の考え方は、次のとおりである。

表 II-1-1 公共埠頭計画の規模及び考え方

地区名	水深	延長	バース数	計画区分	規模・配置の考え方
一文字	5.5m	450m	5	既設	既存施設の機能分担を行い、港内の物流効率化を図るため、物資補給岸壁を位置づける。
	5.0m	105m	1	既設	
沖浦	4.5m	420m	7	既設	

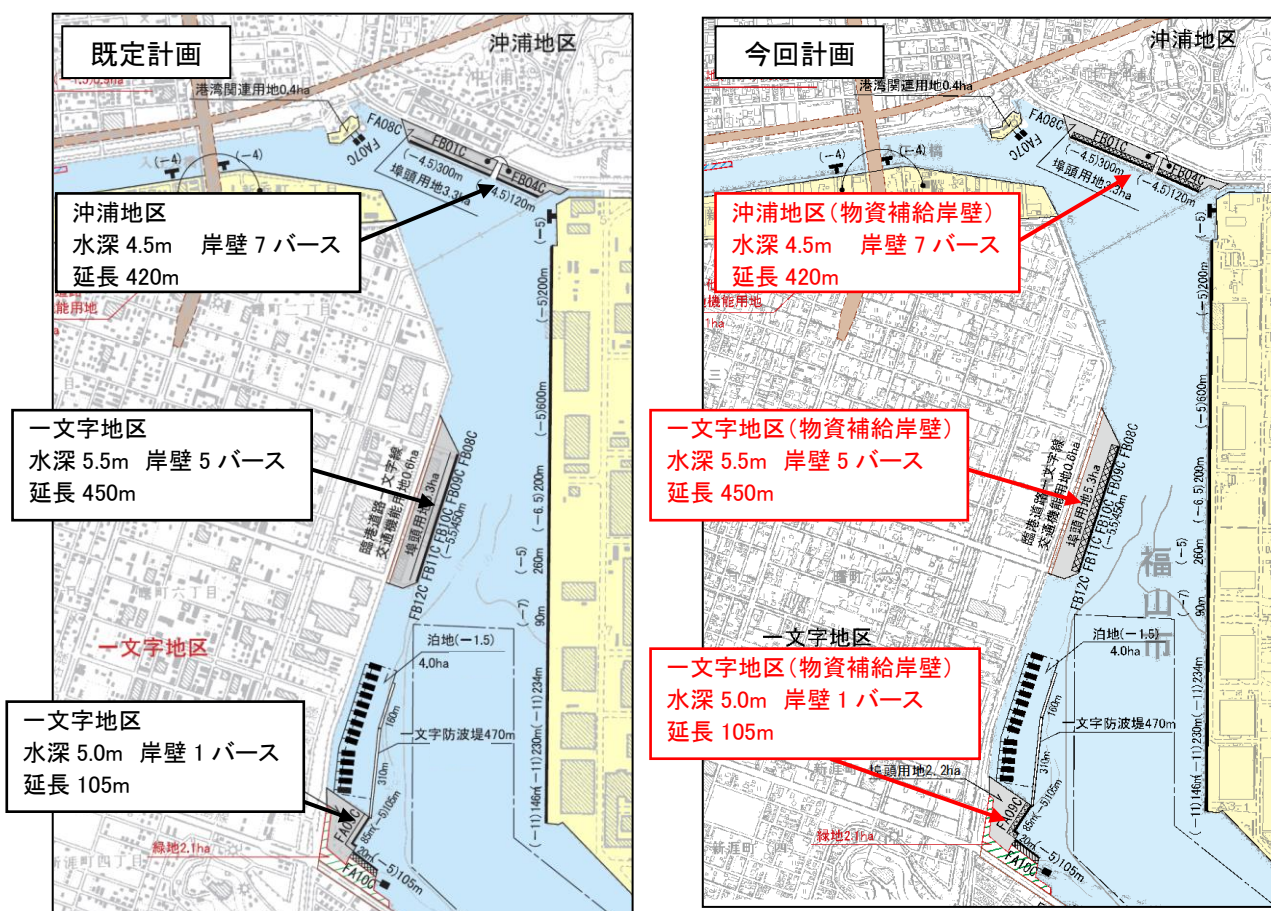


図 II-1-1 今回計画する公共埠頭計画の位置図

Ⅲ. 土地造成及び土地利用計画に関する資料

内港地区において、立地施設の土地需要に対応するため、土地利用計画を次のとおり計画する。

1. 土地造成計画

(1) 土地造成に係らない土地利用計画

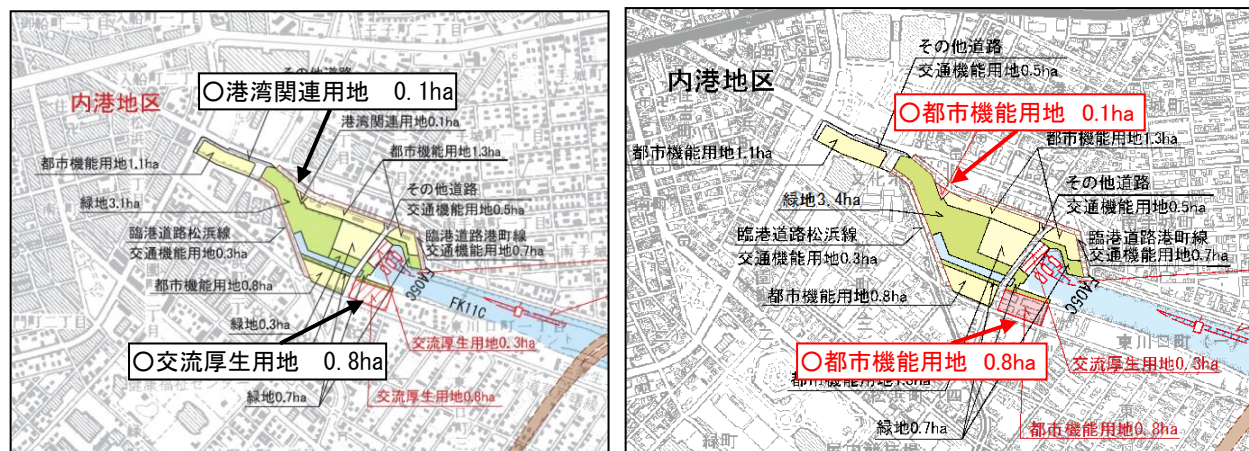
土地の造成に係らない土地利用の区分別面積と変更理由は、次のとおりである。

表Ⅲ－１－１ 土地造成に係らない土地利用計画

(単位：ha)

地区名	変更前		変更後		変更理由
	土地利用	面積	土地利用	面積	
内港	港湾関連用地	0.1	都市機能用地	0.1	周辺の土地利用と整合を図るため港湾関連用地を都市機能用地に変更する。 教育文化等の都市機能需要に対応するため交流厚生用地を都市機能用地に変更する。
	交流厚生用地	0.8	都市機能用地	0.8	
	合計	0.9	合計	0.9	

注1 今回の変更に係る箇所についてのみ記述。



図Ⅲ－１－１ 土地造成に係らない土地利用計画図(内港地区)

2. 土地利用計画

内港地区における変更後及び変更前の土地利用計画は、次のとおりである。

表Ⅲ－２－１ 変更後の土地利用計画

(単位：ha)

地区名 \ 用途	港湾 関連 用地	交流 厚生 用地	工業 用地	都市 機能 用地	交通 機能 用地	緑地	合 計
内港		(0.3)	(20.5)		(1.0)	(4.1)	(25.9)
		0.3	20.5	5.4	3.1	4.1	33.4

注1 ()は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2 今回の変更に係る地区についてのみ記述。

表Ⅲ－２－２ 変更前の土地利用計画(既定計画)

(単位：ha)

地区名 \ 用途	港湾 関連 用地	交流 厚生 用地	工業 用地	都市 機能 用地	交通 機能 用地	緑地	合 計
内港	(0.1)	(1.1)	(20.5)		(1.0)	(4.1)	(26.8)
	0.1	1.1	20.5	4.5	3.1	4.1	33.4

注1 ()は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2 今回の変更に係る地区についてのみ記述。

IV. その他重要事項に関する資料

1. 港湾施設の利用

(1) 物資補給等のための施設

港内の貨物集約による物流の効率化を促進するとともに、既存施設の機能分担をおこなうため、貨物船、作業船等の待機並びに物資補給の用に対応するための施設を次のとおり計画する。

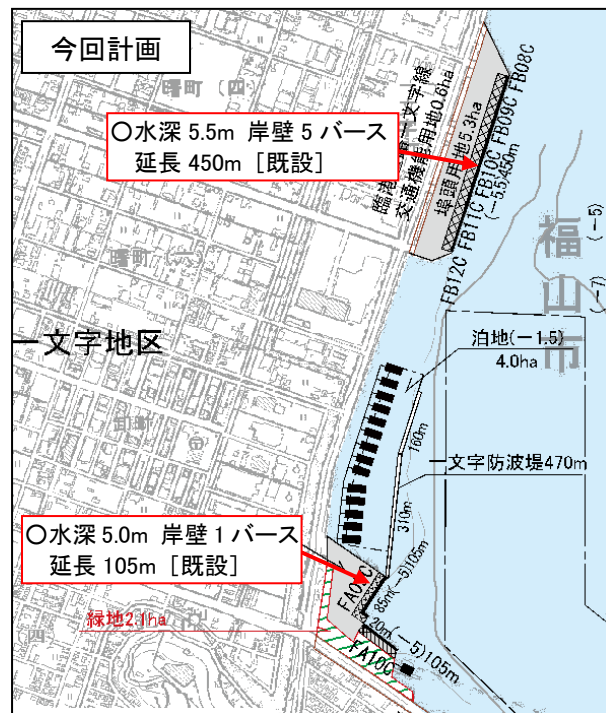
一文字地区

水深 5.5m 岸壁 5 バース 延長 450m (物資補給岸壁) [既設]FB08C~FB12C

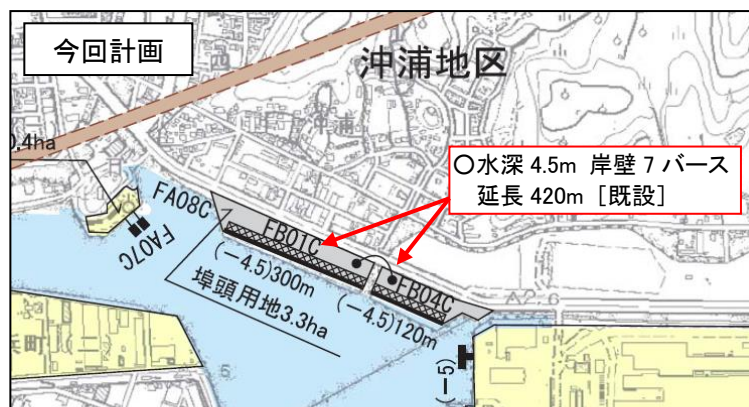
水深 5.0m 岸壁 1 バース 延長 105m (物資補給岸壁) [既設]FA09C

沖浦地区

水深 4.5m 岸壁 7 バース 延長 420m (物資補給岸壁) [既設]FB01C, FB04C



図IV-1-1 物資補給のための施設(一文字地区)



図IV-1-2 物資補給のための施設(沖浦地区)

V. その他の資料

1. 環境の保全に関する資料

本計画は、立地施設の土地需要への対応や既存岸壁の利用転換を図るために、土地利用計画を変更するとともに、既設岸壁を物資補給岸壁等に位置付けるものであり、本計画変更が環境に及ぼす影響は軽微なものと考えられる。

なお、本計画の実施に当たっては、工法、工期等について十分に検討し、環境に与える影響を小さくするよう配慮し、慎重に実施するものとする。

2. 地方港湾審議会名簿

(平成 30 年 1 月現在) (敬称略順不同)

区 分	氏 名	所 属
学識経験者	田 辺 和 康	福山大学工学部教授
港湾関係者	岡 本 信 也	備後海運協同組合代表理事
	喜多村 久 至	広島県倉庫協会備後部会
	大 山 茂 生	中国地方港運協会福山支部支部長
	弓 場 丞	尾道地区旅客船協会会長
	遊 佐 清 和	全日本海員組合尾道支部長
	藤 井 久 敬	JFE スチール (株) 西日本製鉄所 (福山地区) 総務部長
	羽 田 幸 三	鞆の浦漁業協同組合代表理事組合長
県議会議員	宇 田 伸	広島県議会議員
	松 岡 宏 道	広島県議会議員
市議会議員	徳 山 威 雄	福山市議会議員
	池 上 文 夫	福山市議会議員
国の関係行政 機関の職員	西 村 順 子	福山税関支署長
	笠 松 美 恵	広島検疫所福山出張所長
	波戸岡 健 吾	中国運輸局尾道海事事務所長
	川 崎 茂 信	中国地方整備局長
	佐々木 賢 一	福山海上保安署長(福山港長)
県職員	宮 津 智 文	土木建築局空港港湾部長
市職員	枝 廣 直 幹	福山市長

地方港湾審議会の答申